

大泉町立保育園運営事業者 募集要項

大泉町 教育部 こども課

大泉町（以下「町」という。）では、大泉町立南保育園及び大泉町立西保育園を令和 7 年 4 月 1 日から児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 6 条の 8 に規定する公私連携型保育所へ移行するため、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育や新たな子育て支援など保育ニーズに対応していく町立保育園の今後のあり方を示した「大泉町立保育園のあり方」や、「大泉町立保育園の公私連携型保育所移行ガイドライン」に基づき、公私連携型保育所を運営する法人を募集します。なお、1 園のみ運営したい場合でも応募できます。

1 移管対象園の概要

(1) 大泉町立南保育園

所在地	群馬県邑楽郡大泉町仙石一丁目 6 番 1 8 号
利用定員	1 2 0 名
園舎面積	8 8 3 . 2 m ²
園庭面積	2 7 1 5 . 0 m ²
建築年度	昭和 6 2 年度
建物構造	RC（鉄筋コンクリート）造 1 階建て
耐用年数の到来年度	令和 2 9 年度
駐車場	町有地：1 1 台、借用地：3 9 台

(2) 大泉町立西保育園

所在地	群馬県邑楽郡大泉町大字古氷 4 4 7 番地
利用定員	1 1 0 名
園舎面積	7 0 5 . 5 m ²
園庭面積	3 6 9 6 . 7 m ²
建築年度	平成 3 年度
建物構造	木造 1 階建て
耐用年数の到来年度	令和 1 3 年度
駐車場	町有地：2 0 台、借用地：2 4 台

2 移管日

令和 7 年 4 月 1 日

3 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 群馬県内で保育施設を運営する社会福祉法人であること。
- (2) 社会福祉法人が運営している保育施設において、過去3年以内に所管庁の特別監査を受けていないこと。
- (3) 大泉町暴力団排除条例（平成24年大泉町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (4) 社会福祉法人が、国税及び地方税を滞納していないこと。

4 財産の移管条件

- (1) 土地は、30年間無償貸与とする。
- (2) 建物、遊具及び備品等（以下「建物等」という。）は、無償譲渡とする。
- (3) 建物等は、保育所に供するための用途以外には使用してはならないこととし、その維持管理は、移管先法人が責任をもって自己負担で行うものとする。
- (4) 譲渡を受けた建物等については、移管先法人が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに移管先法人の基本財産に編入するものとし、登記に要する費用は、移管先法人の負担とする。

5 運営の条件

(1) 全般事項

- ① 公私連携型保育所の名称は、施設の公益性と中立性に鑑み、町と協議のうえ決定すること。
- ② 令和7年3月31日までに、群馬県知事の認可を得て、保育所を設置すること。
- ③ 児童福祉法等の関係法令等を遵守し、移管先法人が自ら認可保育所として運営すること。
- ④ 保護者や地域住民の要望を踏まえた運営に努めること。
- ⑤ 子どもの安全を最優先とし、事故防止及び安全管理に関する体制を確保すること。
- ⑥ 苦情解決責任者を定め、苦情解決のための仕組みを整備すること。
- ⑦ 町立保育園として運営されている保育所を移管により継続して運営することに対し、十分な理解のもと運営を行うこと。
- ⑧ 公私連携型保育所へ移行する町立保育園の在園児については、入園を希望する全員を受け入れること。
- ⑨ 保護者とのコミュニケーションを図り、園での子どもの様子を保護者と共有すること。
- ⑩ その他必要な事項については、町と協議すること。

(2) 保育内容

- ① 現行の町立保育園の開所日及び開所時間を維持し、又はこれを上回ることができること。

【現行の町立保育園の開所日及び開所時間】

開 所 日：月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び
12月29日から1月3日までの期間を除く。）

開所時間：午前7時30分から午後6時30分まで

- ② 児童の入園可能年齢は、現行の「首が座った時点」を維持すること。
- ③ 特別な支援を必要とする障害児などを積極的に受け入れること。
- ④ 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ⑤ 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業、休日保育事業などの特別保育を積極的に実施すること。
- ⑥ 地域子育て支援事業を積極的に実施すること。
- ⑦ 職員研修の実施や町立保育園と移管保育園で定期的に交流し、合同研修を行うなど保育の質の向上を図ること。
- ⑧ 町立保育園の保育内容を理解し、現在の保育計画に沿った保育内容を継承すること。
- ⑨ 現行の町立保育園の利用定員を維持し、又はこれを上回ることができること。
- ⑩ 第三者評価を実施し、保育内容の充実に努めること。

【第三者評価について】

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいう。

(3) 職員配置

- ① 施設長は専任であり、認可保育所において10年以上勤務し、幹部職員としての経験を有し、保育に対する高い見識と幅広い知識を有する者とする。
- ② 主任保育士は専任であり、認可保育所において5年以上勤務し、幹部職員としての能力と経験を有する者とする。
- ③ 職員配置は、児童福祉施設最低基準の規定を遵守すること。ただし、1歳児クラスについては児童5人に対し職員1人、3歳児クラスについては児童15人に対し職員1人をそれぞれ配置すること。
- ④ 各年齢児クラスにつき少なくとも1人は正規職員として雇用している者を配置すること。
- ⑤ 安定的な保育を提供するため、経験等のバランスがとれた職員配置を行うこと。

- ⑥ 移管による保育環境の急激な変化により児童及び保護者に不安が生じないように配慮する観点から、町立保育園に勤務している会計年度任用職員（臨時保育士等）が、移管後も就労を希望する場合には、その雇用に努めること。また、できるだけ早い時期に雇用条件等を示すとともに面談を行い、採否を決定すること。なお、現行の給与水準を維持又は上回ることができるよう努めること。

(4) 給食

- ① 自園調理により給食を提供すること。
- ② 食物アレルギーの対応については、町立保育園と同等以上の対応を実施すること。また、おやつについても同様とする。
- ③ 給食の質の向上のため、計画的に研修を行うとともに、町立保育園と移管保育園で定期的に交流すること。
- ④ 食を通じた心身の健全育成を図るため、児童に食事作り等の食に関する体験の機会を提供するなど食育の実践に努めること。

(5) 三者協議会

- ① 保護者・移管先法人・町の信頼関係を築くため、また、移管に伴う諸事項、履行状況、合意形成等を目的とし設置する三者協議会へ参加すること。
- ② 三者協議会において確認し、又は合意した事項等については、誠意をもって履行すること。

(6) 引継ぎ保育

- ① 児童及び保護者の不安解消、保育内容の継承等による円滑な移管のため、移管前3か月以上、勤務予定の保育士を町立保育園に勤務させ引継ぎ保育を実施すること。また、移管後の1年間は、町の職員5名を受け入れること。
※ 町の職員は、配置基準上の保育士として保育を実施するのではなく、町立保育園の保育内容を継承するためのアドバイザー的位置付けとする。ただし、町の職員に関わる人件費等は町負担とする。
- ② 引継ぎ保育の具体的な内容及び期間については、三者協議会での協議を経て決定すること。
- ③ 移管先法人は、引継ぎ保育期間中に保育士以外の勤務予定者についても随時派遣し、引継ぎを受けること。
- ④ 移管先法人決定後から、施設長予定者及び主任保育士予定者を中心として、移管前の町立保育園の行事等に参加し、内容等の把握に努めること。

6 応募書類の配付

(1) 配付期間

令和5年3月10日（金）から令和5年4月21日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配付場所

大泉町役場こども課教育保育係、大泉町立南保育園、大泉町立西保育園

※町ホームページからもダウンロード可能

7 応募受付

(1) 受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年6月9日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先・提出方法

大泉町役場こども課教育保育係（群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号）に簡易書留で郵送（令和5年6月9日必着）又は直接提出してください。

(3) 提出部数

16部（正本1部、写し15部）

※できる限りA4サイズにより提出してください。

※縮小等により判読困難なものは、A3サイズでも構いません。

※2園とも応募する場合でも、1園につき16部ご提出ください。

(4) 留意事項

- ① 提出された書類は、移管先選定作業以外に使用しません。また、提出された書類は、返却しません。
- ② 応募法人は、次の提出書類等の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ③ 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。
- ④ 追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑤ 応募締め切り後、応募法人名を公表します。
- ⑥ 提出された書類は、大泉町情報公開条例（平成10年大泉町条例第19号）に基づく情報公開の対象となります。

8 提出書類

- (1) 大泉町公私連携保育法人申込書
- (2) 運営施設一覧表（様式 1-1）
- (3) 運営実績（様式 1-2）
- (4) 応募動機・保育所運営方針（様式 1-3）
- (5) 資金計画（様式 1-4）
- (6) 保育所運営計画（様式 2）
- (7) 保育計画（様式 3-1、3-2）
- (8) 職員配置計画（様式 4-1）
- (9) 履歴書【法人代表者】（様式 4-2）
- (10) 履歴書【施設長予定者】（様式 4-3）
- (11) 給食計画（様式 5）
- (12) 引継ぎ計画（様式 6-1）
- (13) 保育に対する考え方（様式 6-2）
- (14) 保護者等対応計画（様式 7）
- (15) 法人登記簿謄本
- (16) 定款又は寄付行為の写し
- (17) 就業規則
- (18) 給与規程
- (19) 税の滞納がないことを証明する書類
- (20) 決算書類の写し（直近 3 か年の収支計算書、貸借対照表、財産目録）
- (21) 保育所指導監査結果報告書の写し（直近 3 か年の所管庁からの通知）
- (22) 誓約書

※ 様式 1-1 から様式 7 までは、別紙「評価基準表」に基づき作成をお願いします。

9 説明会及び現地見学会について

募集にあたり、説明会及び現地見学会を以下のとおり開催します。

【大泉町立南保育園】

日 時：令和 5 年 4 月 3 0 日（日）1 0 時から（2 時間程度）

場 所：大泉町立南保育園（群馬県邑楽郡大泉町仙石一丁目 6 番 1 8 号）

参加人数：1 法人につき 2 名まで

申込方法：別紙「現地説明会参加申込書」を令和 5 年 4 月 2 1 日までに大泉町役場こども課
教育保育係にお持ちいただくか又はメール（kodomo@town.oizumi.gunma.jp）
又は FAX（0276-63-3921）で提出してください。

※応募法人は、必ず説明会及び現地見学会に参加してください。

【大泉町立西保育園】

日 時：令和5年4月30日（日）14時から（2時間程度）

場 所：大泉町立西保育園（群馬県邑楽郡大泉町大字古氷447番地）

参加人数：1法人につき2名まで

申込方法：別紙「現地説明会参加申込書」を令和5年4月21日までに大泉町役場こども課
教育保育係にお持ちいただくか又はメール（kodomo@town.oizumi.gunma.jp）
又はFAX（0276-63-3921）で提出してください。

※応募法人は、必ず説明会及び現地見学会に参加してください。

10 応募に関する質問

応募に関する質問は、令和5年5月26日（金）午後5時までに、FAX（0276-63-3921）
又はメール（kodomo@town.oizumi.gunma.jp）でお問合せください。

回答については、説明会及び現地見学会に出席された全ての応募法人にメール又は
FAXで回答いたします。

11 選定

(1) 選定方法

選定は、学識経験者、保護者代表者及び保育現場経験者等を含めた選定組織を設置
し、公募型プロポーザル方式により選定します。別紙「評価基準表」に基づき書類審
査及びヒアリング審査を実施し、移管先法人を選定します。

応募法人へのヒアリングは、令和5年6月下旬を予定しており、時間等詳細は後日
お知らせいたします。なお、ヒアリングの際には、プレゼンテーションを行っていただ
きます。ヒアリングには、代表者（法人代表者又は施設長予定者）を含め3名以内
で出席してください。

(2) 公募型プロポーザル方式の採用の具体的な理由

保育所の運営において、最も重要なことは、児童を心身ともに健やかに育成するこ
とであり、広く移管先法人を募る公募型プロポーザル方式により、保育理念、事業計
画、実績等の点から移管先法人の選定を行います。

(3) 選定結果と公表

選定結果は、令和5年7月中に応募法人に通知いたします。なお、選定された法人
については、法人名を公表いたします。

(4) 協定の締結

移管先法人の決定後、町と移管先法人は協定項目について協議し、協定を締結します。協定の有効期間は令和12年3月31日までとし、有効期間の更新については、町と公私連携保育法人において協議し決定するものいたします。

(5) 公私連携保育法人の指定

協定の締結後、町は児童福祉法第56条の8第1項の規定に基づき、公私連携保育法人として指定いたします。

12 その他

(1) 移管予定年月日に園児の保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害について、町は負担しません。

(2) 移管にあたっては、本要項及び町と締結する協定等を誠実に履行してください。これに違反した場合には、移管事務を停止し協定を解除することがあります。この場合において、町は損害賠償等の責任は一切負いません。

また、町に損害が生じた場合には、法人に対し損害賠償を請求する場合があります。

担 当：大泉町教育委員会事務局 教育部 こども課 教育保育係 T E L：0276-63-3111（内線 354） F A X：0276-63-3921 メール：kodomotown.oizumi.gunma.jp
